

現金取得者向け新築対象住宅証明書の発行に係る証明業務料金

単位：円(税込)

項目	基準	図書審査	評価書等活用 (他社交付)	評価書等活用 (UHEC交付)
①省エネルギー性	断熱等性能等級 4	27,000	10,800	5,400
	一次エネルギー消費量等級 4 以上	32,400	10,800	5,400
②耐久性・可変性	劣化対策等級 3 及び維持管理対策等級 2 以上 (専用配管、共用配管、更新対策等)	37,800	10,800	5,400
③耐震性	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止) 2 以上	37,800	10,800	5,400
	免震建築物	27,000	10,800	5,400
④バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級 3 以上 (専用部分、共用部分共)	27,000	10,800	5,400

- (注記) (1) 業務範囲は木造を除く 50 m²以上の共同住宅等及び一戸建ての住宅です。
- (2) 上記料金は、1 住戸当りの料金です。
- (3) 料金は、証明書発行申請受付時の請求となり、証明書発行までにお支払い下さい。
- (4) 証明書の発行は、申請者が新築住宅の給付要件を満たしていることを前提としておりますので、証明書発行後に給付要件を満たさないことが判明した場合、証明料金の返還はいたしません。
- (5) 当証明業務において申請書の受理により証明書の発行をあらかじめ約束するものではありません。審査時、要求基準への適合が確認できなかった場合は、証明書を発行できない旨の通知書を発行し、既に支払われている証明料金は返還いたしません。ただし、UHEC の責に帰すべき事由による場合はこの限りではありません。
- (6) 上表①から④の項目の図書審査とは、以下のいずれかの評価書等がなく、必要な事項が明示された図書等により判断する場合があります。また、評価書等活用とは、基準の適合が証明できる以下のいずれかの評価書等を活用する場合があります。
1. 設計住宅性能評価書
 2. 建設住宅性能評価書
 3. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく技術的審査適合証
 4. 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定通知書
 5. 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく適合証
 6. 贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明書
- (7) 変更申請の料金は上表の各料金の半額となります。
- (8) 再発行料金は、2,700 円です。
- (9) 同一住戸において複数の証明書を発行する場合、2 枚目以降は通常料金の半額となります。
- (10) 平成 27 年 4 月 1 日以降は、省エネルギー対策等級 4 での証明書発行申請は出来ません。